



2013年9月2日号

(W&B No. 201303CY)

目次

(1) 改正商標法、2014年5月1日施行決定

(2) 優先権証明書デジタルアクセスサービス(DAS)の利用増加

1. 改正商標法、2014年5月1日施行決定

去る8月30日の第12回全国全人民代表大会第4次常務委員会は、中華人民共和国商標法の改正を表決通過させ、2014年5月1日より施行される。この決定に基づき、関係条文の規定内容正や順番が修正され、追って公布される。



商標法改正は、下記の6項目である。

- ① 商標審査期限の延長
- ② 商標登録異議制度の改善
- ③ 著名(馳名)商標保護制度の明確化
- ④ 商標専用権保護の強化
- ⑤ 商標出願と使用行為の規範化、第三者の商標の登録禁止、公平な市場競争秩序の維持
- ⑥ 商標代理行為の規範化

2010年に始まった第三次商標法改正は2012年12月、2013年3月及び8月と最終改正案が常務委員会で検討を経て施行が決定されたが、近年の商標登録の急増と共に、現行の商標法が実務に合わず、登録手続きの煩雑化、長期化が課題となっていた。また、著名商標制度の実務上の格差や悪意商標登録の常習化、不適切な商標代理行為などにより不公平取引行為が良く見られるようになっていた。また、商標専用権の保護が不十分なためその保護強化が求められてきていた。



商標権者の保護の面からは、侵害幫助や便宜供与などの間接侵害行為を明確化、5年以内の再犯に対する重罰、損害賠償額を1から3倍まで引揚げる懲罰規定の新設及び300万元までの法定賠償額の増額、権利者の損害額認定の挙証義務のレベル引き下げなどが強化されることになる。

いずれにして最終的な改正法及び実施細則の公示が待たれる。

出典：http://www.npc.gov.cn/npc/xinwen/lfgz/lfdt/2013-08/30/content_1805042.htm

2. 優先権証明書デジタルアクセスサービス(DAS)の利用増加

日本では、平成 21 年 4 月より世界知的所有権機関(WIPO)が提供する優先権書類のデジタルアクセスサービス(DAS)が利用可能となりました。これは、出願人が DAS を利用することにより、第一国(例えば、日本)出願を優先権主張の基礎として、第二国(例えば、アメリカや中国など)へ出願する際に、第二国に提出する優先権証明書を書面で提出を省略することができるようになりました。

● 利用が増加傾向

中国知識産権局も 2012 年 3 月 1 日より DAS の対応を開始しましたので、日本企業が中国へ優先権主張する特許出願をする場合には、この DAS の利用が可能となりました。この手続きは、出願人が第一国である日本特許庁に DAS アクセスコード付与請求を行い、発行された 4 桁からなるアクセスコードを現地代理人に通知するだけで、従来のように優先権証明書を送付せずとも優先権主張手続きが簡便、迅速かつスムーズに行うことができます。

中国専利局によると、現在、中国から外国への優先権主張出願では毎月 600 件ほどの利用があります。一方、外国から中国への優先権主張出願では毎月 400 から 500 件と増加傾向にあります。



日本での出続きは、特許庁の下記のサイトをご確認ください。

● 優先権を伴う出願の手続きについて

優先権書類の提出省略について

http://www.jpo.go.jp/tetuzuki/t_tokkyo/shutsugan/yuusennkenn_syouryaku.htm

中国国内では、出願時に出願人様からご連絡いただいた DAS アクセスコードによる優先権主張手続きを行います。中国専利局はその提出後 3 営業日程度で受理を代理人に通知しますので、SIPO のデータ確認システムで優先権書類を確認し、優先権主張部分であるカバーページを翻訳して、中国専利局に追加提出手続きを行います。今後、中国専利局は作業の簡素化を図る予定ですが、優先権主張は重要な部分ですので、電子化された作業といえども期限管理と優先権主張内容には重要な手続きの一部で変わりはありません。

● コスト削減と注意点

この DAS 手続きでは、日本特許庁のオフィシャルフィーが削減できます。また、書類の送付などに対する期限管理や送付コストが削減できるメリットがあります。また、弊所を含む一部の現地代理人は、この DAS による手続きについて、手数料を下げて対応していますので、全体的なコスト削減につながっていると考えられます。なお、中国専利局の優先権主張にかかるオフィシャルフィーは従来通り支払わなければなりません、また、優先権主張にかかる期限等に変更はございませんので、これらの点にはご注意ください。

以上

*** 記事に対するご質問や各種お問合せは、お気軽に下記までご連絡ください。■**